

航海の実歴による強制水先免除制度の見直しについて

1．背景

船舶交通の難所とされる港又は水域を航行する一定の船舶に対しては、水先人の乗船が義務付けられています（強制水先制度）が、当該港又は水域において一定回数以上航海に従事した経験を有する日本籍船等の船長が船舶を運航する場合は、当該船長が航海実歴の認定を受けることにより強制水先が免除される制度（強制水先免除制度）があります。強制水先免除制度については、平成16年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画において、当該制度の対象となる船舶について見直すこととされたところであり、これを受け、船舶交通の安全の確保等に留意しつつ進めてきた検討結果を踏まえ、当該制度の対象船舶の見直しを行うこととします。

なお、現在検討を行っている水先制度全般の見直し等の状況によっては、今回の見直し後においても、必要な見直しを行うこともありえます。

2．見直しの概要

現在、日本籍船等の船長が運航する船舶に適用が限定されている強制水先免除制度について、ヨーロッパの制度を参考として、外国籍船の船長が運航する船舶にも適用を拡大し、認定基準の規定の整備を行う予定です。

当該港又は水域において航海に従事した経験の回数が、一般船舶は24回（関門区については36回）、危険物積載船については48回以上あること。（ただし、一定の回数については、国土交通大臣が認めるところにより、代替・軽減を可能とします。）

日本語によるコミュニケーション能力並びに我が国固有の海上法令等の知識及び能力を確認するための試験に合格すること。（ただし、我が国の海技士（航海）の免許受有者は、本要件を免除することができることとします。）

事故等を起こした船長については、一定期間、強制水先免除制度の対象から除外します。

強制水先免除の有効期間は、2年間とし、再認定については、過去1年間に4回の航海に従事した経験等により認定する。（ただし、一定の回数については、国土交通大臣が認めるところにより、代替・軽減を可能とします。）

その他所要の整備を行います。

3．今後のスケジュール（予定）

施 行 平成17年4月1日